

学校法人 桜花学園
公的研究費不正防止に関する管理・監査に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、桜花学園大学及び名古屋短期大学（以下「両大学」という。）に所属する教員が使用する研究費の不正防止について、文部科学省通知「研究費の不正な使用への対応について」（平成18年9月4日付、18文科科第420号）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日付、18文科科第825号）に基づき、必要な事項を定める。

(教職員の責務)

第2条 両大学に所属する教職員は、公的研究費の不正防止に関する本学の規程・規則ならびに文部科学省等が定めた公的研究費に関するルールを遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第3条 両大学に、研究費の管理・運営についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってあてる。

(統括管理責任者)

- 第4条 両大学に、研究費の管理・運営についての統括管理責任者を置くものとする。
- 2 両大学とも事務局長をもってあてる。
 - 3 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、両大学の研究費の管理運営全般を統括する。
 - 4 コンプライアンス推進責任者を兼務するものとする。

(不正防止計画推進部署)

- 第5条 最高管理責任者は、研究費不正防止計画を推進するために不正防止計画推進部署を、両大学に設置するものとする。
- 2 不正防止計画推進部署は両大学ごとに設置する。
 - 3 不正防止計画推進部署に、研究活動を管理する研究活動管理責任者と事務処理を管理する事務処理管理責任者を置くものとする。
 - 4 不正防止計画推進部署の詳細については、別に定める。

(公的研究費監査モニタリング委員会)

- 第6条 最高管理責任者は、研究費不正防止に関する管理・監査及び不正防止計画についての監査を行う公的研究費監査モニタリング委員会（以下「監査委員会」という。）を、両大学に設置するものとする。
- 2 監査委員会は統括管理責任者を座長とし、大学は研究科長・学部長、短大は学科長・図書館長で構成する。
 - 3 監査委員会は研究費の不正使用があった場合の調査を行い、最高管理責任者に報告するものとする。
なお調査にあたって学外の有識者を委員とすることができる。
 - 4 監査委員会は、両大学の不正防止計画の監査及びモニタリングを行うものとする。
 - 5 その他監査委員会の詳細については、別に定める。

(不正防止の取り組み公表)

- 第7条 最高管理責任者は、研究費の不正使用への取り組みに関する両大学の方針及び意思決定手続を外部に公表するものとする。

(不正告発窓口)

- 第8条 最高管理責任者は、研究費の不正使用に関し、両大学内外からの通報及び相談を受け付ける窓口を設置するものとする。
- 2 通報を受けた窓口担当者は、速やかに監査委員会に報告しなければならない。

(不正使用に対する措置)

- 第9条 最高管理責任者は、監査委員会から研究費の不正使用の報告を受けたとき、以下の措置を講じるものとする。
- (1) 学園理事会に対し、不正に関与した教職員の処分を求めること。
 - (2) 学園理事会に対し、不正に関与した業者に取引停止などの制裁措置を求めること。

(その他)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程（統括管理責任者の職務の追加）は、

平成27年4月1日から施行する。